

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会事務長

令和5年度 義務教育修了祝金の請求について(依頼)

貴所属の互助会会員の該当となる方（子どもが中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を卒業または中高一貫教育学校附属中学校を修了するとき）に対して、次の提出期間内にご請求くださいますよう周知をお願いします。

給付金額	提出期間	支給日	給付対象	支給方法
20,000円	2/1 (木) ~ 2/9 (金)	3/21 (木)	令和6年3月31日時点で 会員の方	■教職員の会員（7桁の職員番号） ⇒ 給与加算 (給与明細「互助会・給付金」の項目に記載されます。) ※記入例⑥「振込先」欄の記入は不要です。
				■教職員以外の会員（S+数字5桁） ■給与加算ができない場合 ⇒ 銀行振込 ※記入例⑥「振込先」欄に口座をご記入ください。

- 1 給付金請求書（第8号様式）・記入例は
互助会ホームページの「各種様式ダウンロード」
からダウンロードしてください。

記入例

- ・各種様式ダウンロードページ
<https://hamagojo.com/youshiki/>

- 2 ①提出日 ②所属 ③会員番号 ④氏名・フリガナ
⑤生徒氏名・フリガナ・続柄・卒業年月を必ず
記入してください。
※S+数字5桁の会員は、⑥「振込先」も記入してください。

※給与加算が可能な方が給与口座と異なる振込先を
⑥に記入された場合でも給与口座へ支給します。

- 3 ④請求者ご本人の自署による申請が可能です。ただし、
自署でない場合（データで名前を入力する場合、
ゴム印使用の場合）は、印鑑押印もお願いします。

- 4 ⑦所属の確認欄についてもご本人の自署によるサインで
お願いします。ただし、「レ」点、ゴム印は不可です。
従来の朱肉を使う印鑑押印でも受理します。

※夫婦で会員の場合、双方から請求できます。
※双子等の場合、それぞれ請求してください。

※給付の請求は、事由の発生後2年間です。提出期間を過ぎた後でも受け付けますが、今回の提出期間内にご請求いただいたものより、支給が遅くなる場合があります。

※就学祝金の請求受付については、3月に通知いたします。